令和元年6月27日一部改正

共通編 第1章 総 則

第1117条 成果物の提出

- 1. 受注者は設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果<u>物</u>及び照査報告書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果物を部分引渡しを行うものとする。
- 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI)とする。
- 4. 受注者は、成果物の完了時において、建設副産物の「リサイクル計画書」(概略・予備設計「様式 25」)、詳細設計「様式 26」) を作成し提出するものとする。
- 5. 原則として全ての設計業務等に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計などの各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成されたものを指す。
- 6. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査 方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定す るものとする。

なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受 注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。

7. 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R等)で1部とする他、事前協議により決定する。

なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議の うえ電子データ化の是非を決定する。

8. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、 CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーが ないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

第1118条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

第 1119 条 検 査

- 1. 受注者は、契約書第31条第1項の規定に基づき、委託業務完了届を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督員に提出していなければならない。
- 2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
- 3. 検査職員は、監督員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - (1) 設計業務等成果物の検査

一般調査 第1章 総 則

第119条 成果物の提出

- 1. 受注者は地質調査業務が完了したときは、設計図書に示す成果物及び社内審査書を委託業務完了届とともに提出し、検査を受けるものとする。
- 2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督員の指示する場合は履行期間途中においても、成果<u>物</u>の 部分引渡しを行うものとする。
- 3. 受注者は、成果物において使用する計量単位は、国際単位系(SI) を使用するものとする。
- 4. 原則として全ての地質調査業務に対して電子納品の対象とする。電子納品とは、「調査、設計など の各業務段階の最終成果を電子成果物として納品すること」をいう。ここでいう電子成果物とは、「福 島県電子納品運用ガイドライン【業務委託編】」に示されたファイルフォーマット等に基づいて作成さ れたものを指す。
- 5. 原則、紙媒体と電子媒体の両方による納品は行わないものとし、電子納品対象項目、成果物納品、検査 方法等について、監督員との電子納品に関する事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定す るものとする。
 - なお、電子による検査が困難な場合、発注者がA3版程度に印刷したものを用意するか、若しくは、受注者の内部審査、照査に使用した印刷物を利用し受検できることとする。
- 6. 成果物の提出は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R等)で1部とする他、事前協議により決定する。
 - なお、「要領」で特に記載が無い場合あるいは電子データ化が困難な場合については、監督員と協議の うえ電子データ化の是非を決定する。
- 7. 成果物の提出の際には、目視及び電子納品チェックシステム等により「要領」に適合していること、 CAD ソフト付属のチェック機能等により CAD 製図基準に適合していることのチェックを行い、エラーが ないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。